



歴史の壺

法務史料展示室だより

第22号

「歴史の壺」では、法に関する歴史を中心に様々な視点で紹介していきます。みなさんも歴史のつぼにはまりましょう！

法務図書館の 書棚から



『大日本裁判区絵図』



『大日本裁判区絵図』関東地方の一部

第7回 『大日本裁判区絵図』

法務図書館の貴重書には、明治期の立法史料のほか、いくつかの地図がふくまれています。特に江戸時代あるいは明治初期の各地の状況を描く古地図は、文書史料とは異なり、視覚的に幅広い歴史的事実を知るという意味で、価値のあるものといえます。今回は、法務図書館が所蔵する古地図のうち、裁判管轄を明確にするために作成されたものを紹介します。

『大日本裁判区絵図』は、明治16年(1883)に司法省で作成された、土地に関する裁判権の範囲を示した地図です。現在でも、各裁判所の設置や管轄区域に関する規定は「下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律」に示されていますが、当時も例外ではありませんでした。明治5年(1872)制定の司法職務定制には、裁判所に関する規定が設けられており、それにより全国的に裁判所が創設されていきます。しかし、画一的に法を運用するまでには、ある程度の年月が必要でした。

明治4年(1871)に断行された廢藩置県は、広範な行政権が藩に移譲されていた幕藩体制からの脱却を意味します。しかしながらその一方で、鹿児島県のように廢藩置県後も「日本中ノ一独立国ノ如ク大政府ノ命令ニ叛キ専断ノ政ヲ行フ」地域が存在したという事実があります(手塚豊『明治刑法史の研究(上)』)。明治15年(1882)、フランス人法律学者のボアソナードを中心として旧刑法および治罪法(現刑事訴訟法)が編纂されますが、そこで日本ははじめて、整備された西洋近代的な裁判所制度を持つこととなるのです。両法の制定が急がれた背景には、不平等条約改正には近代化された法典の存在が不可欠であるという、司法的要請というよりも外交的な影響が強かったと考えられます。しかし、両法が制定されることで国内的には、少なくとも刑罰権に関していえば全国統一の法解釈・法運用が実現できることになりました。

治罪法では、裁判所の種類などの規定が設けられ、これを受けて明治16年に新しい「裁判所一覧表」が公布されました(明治16年布告第2号)。『大日本裁判区絵図』は、まさにこの表にもとづくものです。左の写真からもわかるように、この地図では赤線や配色を利用して、管轄区域が一見できるように工夫が加えられています。ビジュアルでわかりやすいものを当時の司法官僚が追求していたことは、興味深い点です。また、現在は使用しない旧国名が掲載されていることも特徴として挙げられます。

*「法務図書館の書棚から」では、法務図書館が所蔵する各種史料・図書のなかから毎回一点をとりあげて、様々な切り口で紹介します。



博奕 (バクチ・バケキ)

金銭を賭け、賽などを用いて偶然性による勝負を争う博奕は、既に『日本書紀』に記述が見られ、鎌倉時代には博奕の禁止を命じる法令も出されていました。当時の史料には「諸悪の源、博奕より起る」・「博奕負けしむる時は、他人の所持物を盗み取り…」などと記されており、博奕は窃盗などの犯罪を社会に生みだす原因の一つと考えられていたようです。

史跡探訪

おおむらますじろうきょうそうなんのひ あわたぐちけいじょう 大村益次郎卿遭難之碑、粟田口刑場

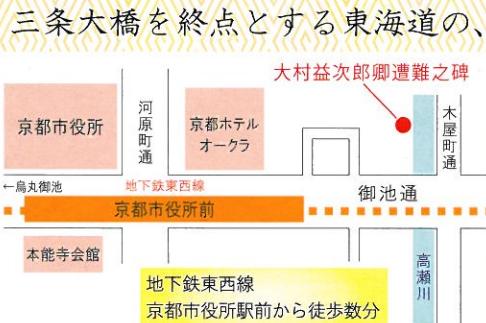
京都市役所・京都ホテルオーラの前から御池通を東に向かい、木屋町通を北へ入るとすぐ左手に、高瀬川を挟んで2基の石碑がみえてきます。そのうち1基は、明治2年(1869)9月に、明治政府の高官・大村益次郎^{おおむらますじろう}卿が襲撃された現場を示したもので(写真1)。大村は、この時に負った傷がもとで同年11月に亡くなりました。

この事件は、政府要人の襲撃事件という点でも注目を浴びますが、さらに犯人たちが粟田口刑場へ引き立てられた際、刑の執行が直前になって中止されたことで物議を醸します。これは、当時行政監察を担っていた部局・彈正台による介入が原因でしたが、政府の決めた刑罰の執行がいったん中止され、後日仕切り直して処刑されるという異例の経緯をたどったことで、本事件は裁判史の中でも大きく扱われるにいたっています(たとえば尾佐竹猛『法窓秘聞』)。

ところで、本事件が示すように、江戸時代以降、京では粟田口が代表的な刑場の一つでした。



(写真1) 大村益次郎卿遭難之碑



三条大橋を終点とする東海道の、京への入り口にあたる粟田口が刑場に設定されたのは、人通りの多い場所で犯人を見せしめにすることによって他者の犯罪を抑止しようとする、一般予防的な考え方にもとづくものであったと考えられます。



(写真2) 粟田口刑場に由来する石碑
京都府京都市山科区日ノ岡堤谷町付近

歴史の壺クイズ

伊達氏が制定した『塙芥集』は、
當時多く作られていた戦国大名の分国法の中でも、
最大規模のものだと言われています。
さて、この『塙芥集』の中には、
戦場で誤って味方に討たれてしまった
場合のことが記されていますが、
その内容は以下のうちのどれでしょうか。

- 味方に討たれても、敵に討たれたのと同じように恩賞がもらえる。
- 味方に討たれても、討死したのだと思って、復讐などを考えてはいけない。
- 味方に討たれた場合、その味方を厳しく問い合わせて、罰することができる。

前回の答えは
3番！

描かれた法



大津事件は、立憲国家を標榜し国際社会にデビューしたばかりの日本が初めて体験した大きな試練でした。明治24年(1891)5月、来遊中のロシア皇太子ニコライが滋賀県巡査津田三蔵によって傷つけられるや、強大な陸軍国ロシアを恐れる政府は津田を死刑に処すことを主張し、事件を裁く大審院判事に圧力を加えます。対して時の大審院長児島惟謙は、ロシア皇太子に対する殺人未遂事件に「皇室に対する罪(旧刑法116条)」を適用するの不可を説き、ついに大審院特別法廷は通常謀殺未遂罪に照らして津田を無期徒刑に処しました。後に児島は護法の神様とまで讃えられますが、今日では児島の行動もまた司法官の独立を危うくするものであったと評価されています。

大津事件に関する研究は、主として司法と行政の対立軸を中心に深化してきましたが、一方で加害者津田に関してはやや等閑に付された感があります。『湖の南』は、近年発見された津田の書簡など一次史料を丁寧に読み込み、これまで語られてこなかった津田の人物像、家族のために郷里を離れて働き、母を思い、身持つの修まらぬ兄を案じ、家族の元に帰ることを楽しみにする、あまりにも普通の彼の姿を描き出します。物語は現代の琵琶湖畔で作者と覚しき人物が受け取る気味の悪い手紙のエピソードを挟みつつ、対照的に事件発生の直前まで津田が日常性のなかに生活していたことを述べ、さらに配所で数月を経ずして落命した津田の悲哀を描いています。